

令和7年度 第5回
加古川市地域公共交通活性化協議会

議 案 書

日時：令和8年3月11日（水） 午後2時

会場：SHOWAグループ市民会館 大会議室

会議次第

- 1 開会
 - ・会議の趣旨
 - ・委員の紹介
 - ・出席状況報告

- 2 第4回協議会資料の要点まとめ

- 3 議案
 - ・協議第1号 加古川市地域公共交通計画における基本理念及び基本方針について
 - ・協議第2号 令和8年度加古川市地域公共交通計画策定業務の委託先について

- 4 その他

- 5 閉会

加古川市地域公共交通計画における基本理念及び基本方針について

加古川市地域公共交通計画における基本理念及び基本方針について、下記のとおり設定し、施策等の検討を進める。

記

- 1 基本理念及び基本方針 P 2・3
- 2 参考資料（令和 8 年度協議に向けたイメージ）
 - ・ 目指すべき公共交通網（案） P 4・5
 - ・ 施策体系（案） P 6

第4章 計画の基本理念及び基本方針

4.1 基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

上位計画に示された、目指すべき都市像の実現に向けた公共交通の方向性や、交通をとりまく課題を踏まえて、本市の公共交通のあるべき姿として、基本理念を設定します。

< 基本理念 >

「日々の暮らしの安心と楽しさを
ともにはぐくみ、ともに支える地域公共交通を目指して」

市内のどこに住んでいても、日常生活に必要な通学や通勤、買い物・通院等の移動ができる安心感のあるまちを目指します。

年齢や障がいの有無を問わず、気兼ねなく気軽におでかけができることで、日々の暮らしの豊かさや楽しさを実感できるまちを目指します。

地域や事業者、行政等が適切な役割分担により、限られた資源・財源を有効活用しながら、地域の特性や利用者の需要に対応した移動の仕組みをともにはぐくみ、ともに支えていきます。

< 上位計画及び関連計画における公共交通の方向性 >

【加古川市総合計画】

持続可能な公共交通網の構築を目指し、地域にふさわしいコミュニティ交通の充実を図るとともに、公共交通の利便性向上を促進します。

【加古川市都市計画マスタープラン】

誰もが安全・安心に暮らせ、魅力あふれる都市空間の創出に向け、「まとまりとつながり」を重視した持続可能な都市構造として“拠点集約・連携型都市構造”の実現を目指します。

【加古川市立地適正化計画】

- ・公共交通でつなぐ“コンパクト＋ネットワーク”のまちづくりの推進。
- ・加古川駅、東加古川駅の拠点性を高めるため、駅周辺の道路網の再編にともなう新たな運行ルートの検討。
- ・広範囲に住宅が点在している地域では、予約が必要となる乗り合い交通の拡充について検討。市民の移動を補完する新たな民間サービスについて支援。

【加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

地域と交通事業者、市が連携・協働し、デマンド方式の導入も含め、地域の実情に応じた手段を組み合わせることで公共交通ネットワークの充実を図ります。

【加古川市環境基本計画】

[低炭素な交通体系を推進する]

- ・パークアンドライドを促進する。
- ・コミュニティバス、コミュニティタクシーの運行補助を実施する。
- ・モーダルシフトを推進する。

(2) 基本方針

設定した基本理念の実現に向けて、本計画の基本方針を整理します。

基本方針では、本市の公共交通網を木に例え、木の幹、枝葉となる公共交通の役割を明確にし、それぞれの対応方針を示すとともに、利用者に優しい、質の高い公共交通を目指すことを示しています。

< 基本方針の概念図 >



< 基本方針（課題解決のための対応方針） >

基本方針1 交流や活動が広がる幹線ネットワークの確保・維持

市民や来訪者による地域間の交流や活動が広がることを目指して、市外とつながる鉄道と高速バスの広域幹線や、市内の都心・副都心等の拠点間や近隣市町を結ぶ路線バス等による幹線の円滑な運行を確保します。

基本方針2 日常生活の移動を支える枝葉交通の確保・維持

市内の各地域から拠点への移動や、地域内の日常生活に必要な移動を支える枝葉となる交通が幹線と連携することで、地域の特性や利用者の需要に対応した公共交通ネットワークを確保します。

基本方針3 誰もが利用しやすい持続可能な公共交通の整備

社会情勢の変化にともなう公共交通需要を見極め、ICTやデジタル技術を活用し、地域や利用者のニーズに対応した、誰もが使いやすい利用環境の整備を進めます。交通事業者や行政だけでなく、地域住民や企業等がともに連携し、地域全体で公共交通を支えます。

4.2 目指すべき公共交通網

基本理念・基本方針の実現に向け、本市の目指すべき公共交通網を以下のとおり位置付けます。

主に市外への移動を支える鉄道や高速バスが担う「広域幹線」に加え、都市計画マスタープランに基づく都心、副都心、地域拠点間の移動や近隣市町への移動を支える路線バス等（民営路線バス・コミュニティ交通）を「幹線」として位置づけ、拠点間のアクセス強化を図ります。

さらに、幹線の主要な拠点につなぐとともに、地域内の生活利便施設を結び、日常生活を補完する路線を「枝葉線」として位置づけ、コミュニティ交通だけでなく、自家用車を活用した多様な移動サービス、タクシー等が担います。

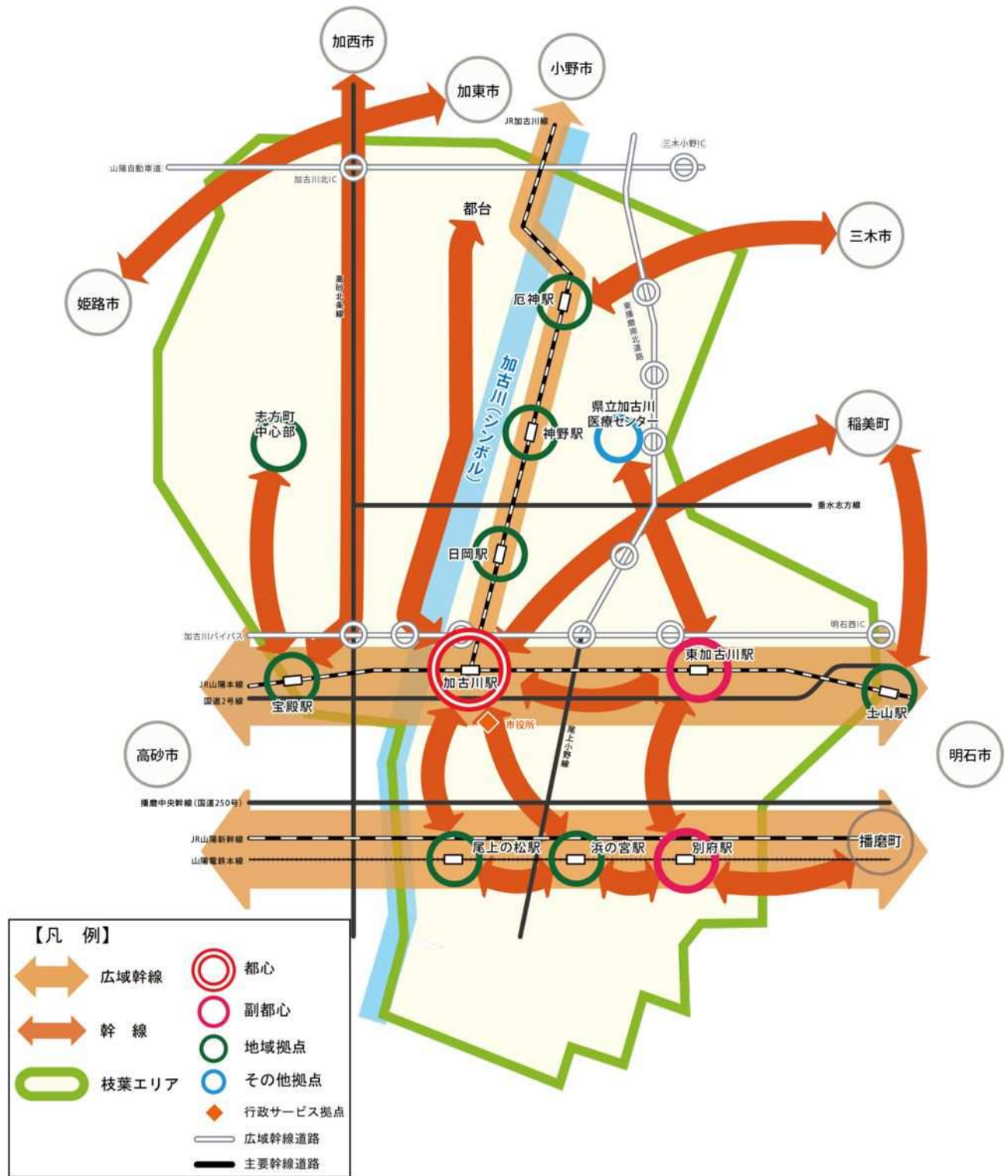
このように、本市の公共交通網を「広域幹線」「幹線」「枝葉線」に分類し、その役割を明確にすることで、市内のどの場所からでも便利に移動できる、質の高い公共交通網を目指します。

< 移動手段別の役割 >

移動手段			役 割	主な担い手
広域幹線	鉄道 高速バス	JR西日本 山陽電鉄 神姫バス	市外との移動を支える	
幹線	民営路線バス	神姫バス	市内の都心や地域拠点間の移動を支える	
	コミュニティ交通	かこバス		
枝葉線	コミュニティ交通	かこバスミニ チョイソコかこがわ	地域内の生活を支える 地域と幹線を結ぶ	
	自家用車を活用した移動サービス	上荘くるりん号	路線バス等では対応できない 個別的な移動を支える	
	タクシー	タクシー各社		
その他	公共交通を補完する移動	地域住民・企業による乗り合わせ等	共助・共創による地域の移動を支える	地域・企業等

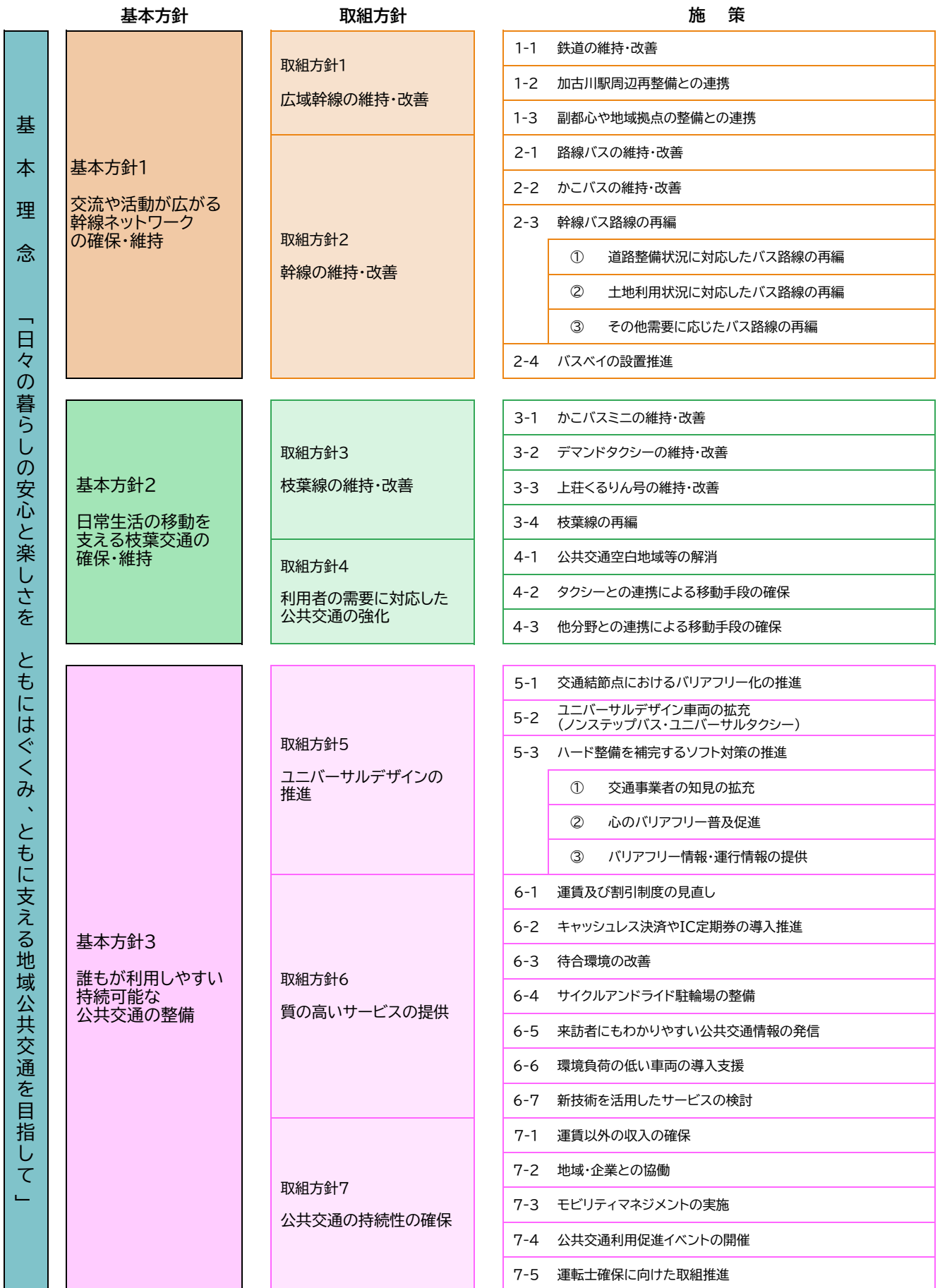


< 目指すべき公共交通網 >



※ 都心・副都心・地域拠点：都市計画マスタープランで位置付けられた商業、サービス、文化機能等の都市活動の中心地

施策体系



令和8年度加古川市地域公共交通計画策定業務の委託先について

令和8年度加古川市地域公共交通計画策定業務（以下「計画策定業務」という。）にかかる委託先の選定にあたり、ご意見を伺います。

なお、令和7年度の実績等については、下記のとおりです。

記

- 1 令和7年度加古川市地域公共交通計画策定調査業務
契約事業者：株式会社丸尾計画事務所

- 2 参考資料
 - ・令和7年度プロポーザル実施要領（抜粋） … P 8
 - ・令和8年度仕様書（案） … P 9～11

- 3 今後の流れ
令和8年5月中旬に予定されている国からの地域公共交通計画策定事業交付決定後、速やかに計画策定業務の委託について契約事務を進める。

18 その他

- (1) 参加希望者及び参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - ② 募集要領に定める事項に違反した場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ④ 募集要領に定める方法以外で活性化協議会事務局職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと活性化協議会が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は活性化協議会に帰属し、活性化協議会は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約の相手方となった場合、業務実績として活性化協議会の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については活性化協議会の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず活性化協議会の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 地域公共交通計画の策定にあたっては、令和7年度・令和8年度の2箇年での作業を予定しており、本契約期間の受託者による実績が良好である場合、双方協議の上、次年度以降、別途契約を締結する可能性があります。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜活性化協議会が判断するものとする。

加古川市地域公共交通計画策定業務委託 仕様書

本仕様書は、「加古川市地域公共交通計画策定業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

1 目的

本業務は、令和7年度に実施した地域公共交通プランの総括的な事後評価や、アンケート調査結果等から整理・分析した本市の交通をとりまく現状と課題を踏まえ、既存の地域公共交通再編案や公共交通空白（不便）地域における今後の方針の検討等を行い、加古川市の地域公共交通の方向性を示す新たな地域公共交通計画を策定する目的で実施するものである。

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

3 業務内容

(1) 施策体系の検討

令和7年度実施した現行計画の総括的な事後評価や、アンケート調査結果等から整理・分析した加古川市の交通をとりまく現況と課題、また、総合計画や都市計画マスタープラン、立地適正化計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等に示される加古川市のまちづくりの方向性を踏まえ、地域公共交通計画の基本理念・基本方針を達成するために実施すべき基本施策を体系的に整理する。

(2) 交通施策及び事業内容の検討

(1)で検討した施策体系を受け、地域公共交通計画の目標を達成するための各種交通施策及び事業内容について検討を行い、事業プログラムとして取りまとめる。なお、基本的な交通施策や事業については現行計画を基に検討を行うが、次世代モビリティや先進技術の活用、ライドシェア等の交通を取り巻く環境を踏まえたものとする。また、必要に応じて市内各部局の進捗状況や今後の事業計画、また周辺市町や交通事業者へのヒアリングを行い、将来に渡って持続可能な公共交通の実現のために、施策・事業の新設、変更、削除を行う。

(3) 評価指標及び計画目標の検討

地域公共交通計画における基本理念・基本方針、施策体系及び事業内容を踏まえ、計画の達成度を評価するため、継続的に把握できる評価指標及び計画目標を検討する。

(4) 地域公共交通計画の本編及び概要版のデータ作成

令和7年度調査業務の成果及び本業務の(1)～(3)で検討した内容、また地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）での審議内容を受け、地域公共交通計画の素

案を作成する。計画素案の作成にあたっては、市民、企業、団体等に幅広く理解してもらうため、デザインやレイアウト、色使いや写真、イラスト、文字、グラフ、図表等を工夫し、より理解しやすい内容とすることとし、活性化協議会の求めに応じて修正、変更等にも対応すること。なお、地域公共交通計画の素案については、(6)で実施するパブリックコメントで出された意見を踏まえた見直しを実施し、本編及び概要版の最終計画案を作成すること。

(5) 活性化協議会の支援

会議（4回を予定）の開催に係る資料及び会議録を作成するとともに、必要に応じて活性化協議会と会議の事前調整を行う。なお、委員報償費、旅費は本業務に含まない。

(6) パブリックコメント用資料作成及び実施支援

地域公共交通計画について、広く市民から意見を聞くため、パブリックコメントを実施することから、パブリックコメントを実施するために必要な閲覧用資料及び電子データを作成する。また、提出された意見を整理して取りまとめと分析を行い、地域公共交通計画の素案への反映等を実施し、意見整理結果と合わせて活性化協議会へ提出すること。

(7) 報告書の作成

上記で検討した内容を整理し、報告書を作成する。

(8) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時（3回）、成果品納品時の計5回程度とし、業務着手時及び成果品納品時には、管理責任者が立ち会うものとする。なお、業務の進捗報告は適宜行うものとする。

4 届出等

受託者は、業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出し承認を受けること。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 管理責任者及び担当者届
- (5) 管理責任者経歴書及び担当者経歴書
- (6) 業務完了届
- (7) その他本市が指示する書類

5 成果品

- | | |
|--|------|
| (1) 加古川市地域公共交通計画（フルカラー、A4版、100ページ程度） | 300部 |
| (2) 加古川市地域公共交通計画概要版（フルカラー、A4版、15ページ程度） | 500部 |
| (3) パブリックコメント閲覧用資料 | 一式 |
| (4) 報告書 | 3部 |
| (5) 上記各成果品のデジタルデータ | 一式 |

(6) 業務に係る収集データや集計データ等のデジタルデータ 一式

※なお、電子データは原則、Windows Microsoft office Word、Excel または PowerPoint 形式とするが、図面及びレイアウト等については、Adobe Illustrator を使用し、PDF データも作成すること。

6 計画書等の印刷製本

地域公共交通計画等の印刷製本を行う。なお、印刷製本する内容について、計画書はフルカラー・A4サイズ・約 100 ページ、計画書概要版はフルカラー・A4サイズ・約 15 ページを想定しているが、想定枚数は変更となる場合がある。また、計画書の校正については、活性化協議会へ校正データ等を送付する前に業務担当責任者が責任をもって内部校正を行い、速やかに訂正等を実施して活性化協議会の承諾を得ること。

7 業務履行にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、活性化協議会との連絡を密にし、十分な協議のうえ効率的に進められるよう留意すること。
- (2) 本業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、その都度活性化協議会と協議し、指示に従うものとする。
- (3) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、全て活性化協議会に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の記載については、活性化協議会の承諾を必要とする。
- (4) 加古川市及び活性化協議会が貸与する資料は、業務終了後速やかに返却すること。
- (5) 受託者は、本業務の履行に際し、関係法令・規則・指針・要領等を遵守すること。
- (6) 受託者は、業務により知り得た情報について守秘義務を負うこと。
- (7) 委託料は、業務完了後に支払うものとする。

以 上